# 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 （昭和五十一年農林省令第三十五号）

#### 第一条

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する飼料の成分規格並びに製造等の方法及び表示の基準については、別表第一に定めるところによる。

#### 第二条

法第三条第一項に規定する飼料添加物の成分規格並びに製造等の方法及び表示の基準については、別表第二に定めるところによる。

# 附　則

##### １

この省令は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十年法律第六十八号）の施行の日（昭和五十一年七月二十四日）から施行する。

##### ２

この省令の施行の日から六月間は、法第二条の三各号に掲げる行為については、同条の規定は、適用しない。

##### ３

この省令の施行の日から六月間に製造業者、輸入業者又は販売業者が法第二条の三第二号から第四号までの規定に規定する飼料又は飼料添加物を販売した場合における当該飼料又は当該飼料添加物については、法第二条の七（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

##### ４

法第二条の三各号に掲げる行為であつてぎんざけに使用される飼料又は当該飼料に用いられる飼料添加物（ぎんざけ以外の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第一条に規定する動物にも使用される飼料又は当該飼料にも用いられる飼料添加物を除く。以下「追加飼料等」という。）に係るものについては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第百九十九号）の施行の日から六月間は、法第二条の三の規定は、適用しない。

##### ５

前項に規定する期間内に追加飼料等の製造業者、輸入業者又は販売業者が追加飼料等で法第二条の三第二号から第四号までに規定する飼料又は飼料添加物に該当するものを販売した場合における当該追加飼料等については、法第二条の七（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

# 附則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）

#### 第一条

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五三年九月五日農林水産省令第八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、別表第２の５の改正規定（（２３）を（６０）とし、（１５）から（２２）までを（５２）から（５９）までとし、（３）から（１４）までを削り、（２）の次に次のように加える部分に限る。）は、昭和五十四年二月一日から施行する。

# 附則（昭和五四年一一月一九日農林水産省令第四七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、別表第２の７の改正規定（別表第２の７の（１）に係る部分を除く。）は、昭和五十五年四月一日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（以下「改正後の省令」という。）別表第２の７の（８）、（１１）、（１６）、（２３）、（２６）、（２７）、（２９）、（３０）、（３４）、（６１）、（６２）、（６４）から（６８）まで、（９８）、（１０１）及び（１０２）に規定する飼料添加物又は当該飼料添加物を含む飼料に係る改正後の省令別表第１の１の（５）のイ又は改正後の省令別表第２の４の（２）に規定する事項の記載については、昭和五十五年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

# 附則（昭和五六年七月二七日農林水産省令第三一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

昭和五十六年十二月三十一日以前に製造された液状の飼料添加物については、この省令による改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（以下「改正後の省令」という。）別表第２の２の（４）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

##### ３

改正後の省令別表第２の７の（７４）から（９６）までに規定する飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準については、昭和五十六年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

##### ４

改正後の省令別表第２の７の（１）、（２）、（３）、（７５）、（７７）、（７８）、（８１）及び（８９）に規定する飼料添加物を含む飼料に係る改正後の省令別表第１の１の（５）のイに規定する事項の記載については、昭和五十六年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

##### ５

改正後の省令別表第２の７の（１）、（２）、（３）、（７５）、（７７）、（７８）、（８１）及び（８９）に規定する飼料添加物に係る改正後の省令別表第２の４の（２）に規定する事項の記載については、昭和五十六年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

# 附則（昭和五八年七月六日農林水産省令第二三号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第二条の改正規定は、昭和五十九年一月一日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の別表第１の１の（１）のクロピドール及びナイカルバジンに係る飼料一般の成分規格並びに別表第２の７の（７４）、（７５）、（８９）、（９１）及び（９５）に規定する表示の基準については、昭和五十八年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

# 附則（昭和六〇年一〇月一五日農林水産省令第四七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第二条の改正規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

##### ２

第一条の改正規定による改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の別表第１の１の（１）のチオペプチンに係る飼料一般の成分規格並びに別表第２の７の（１）、（３）、（４）、（５）、（７）、（８）、（１４）、（１５）、（９０）、（１００）、（１１３）及び（１１４）の規定に規定する飼料添加物又は同７の（１）、（３）、（４）、（５）、（７）、（８）、（１４）、（１５）、（１１３）及び（１１４）の規定に規定する飼料添加物を含む飼料に係る改正後の省令別表第１の１の（５）のイ又は改正後の省令別表第２の４の（２）に規定する事項の記載については、昭和六十一年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

# 附則（昭和六二年一二月二五日農林水産省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二年三月二〇日農林水産省令第七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第二条の規定は、平成二年九月一日から施行する。

##### ２

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の（１）の表に掲げる対象飼料が含むことができるアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、キタサマイシン、クロルテトラサイクリン、デストマイシンＡ、ハイグロマイシンＢ、フラボフォスフォリポール、硫酸コリスチン及びリン酸タイロシンの量については、平成二年八月三十一日までは、第一条の規定による改正後の同令別表第１の１の（１）のイの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

##### ３

ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、中性プロテアーゼ、ラクターゼ若しくはリパーゼ又はこれらを含む飼料の表示については、平成二年八月三十一日までは、第一条の規定による改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の１の（５）のイ並びに別表第２の４の（２）及び７の（１１７）から（１２５）までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成二年六月二九日農林水産省令第三〇号）

この省令は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

# 附則（平成三年六月三日農林水産省令第二九号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（以下「成分規格等省令」という。）別表第１の（１）の表に掲げる対象飼料が含むことができるサリノマイシンナトリウム及びリン酸タイロシンの量については、平成三年十一月三十日までは、この省令による改正後の成分規格等省令別表第１の１の（１）のイの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

##### ３

モネンシンナトリウム及びラサロシドナトリウムの表示については、平成三年十一月三十日までは、改正後の成分規格等省令別表第２の４の（２）並びに７の（１０７）及び（１０８）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成四年五月一四日農林水産省令第二八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

ギ酸又はこれらを含む飼料の表示については、平成四年十月三十一日までは改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の１の（５）のイ並びに別表第２の４の（２）及び７の（５）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成五年六月二二日農林水産省令第二八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第２の７の（９５）に規定するアボパルシンの成分規格及び製造の方法の基準については、平成五年十一月三十日までは、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成五年一二月二〇日農林水産省令第六六号）

この省令は、平成六年六月一日から施行する。

# 附則（平成六年七月一八日農林水産省令第四五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第２の７の（１１９）のイの（ア）に規定するオラキンドックスの成分規格については、平成六年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成七年八月二八日農林水産省令第四八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

次の各号のいずれかに該当する飼料添加物又は飼料の表示については、平成八年一月三十一日までは、改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の１の（５）のイ及び別表第２の４の（２）の規定に関わらず、なお、従前の例によることができる。

* 一  
  エンテロコッカス  
    
    
  フェカーリス、エンテロコッカス  
    
    
  フェシウム、クロストリジウム  
    
    
  ブチリカム、バチルス  
    
    
  コアグランス、バチルス  
    
    
  サブチルス、バチルス  
    
    
  セレウス、ビフィドバクテリウム  
    
    
  サーモフィラム、ビフィドバクテリウム  
    
    
  シュードロンガム、ラクトバチルス  
    
    
  アシドフィルス及びラクトバチルス  
    
    
  サリバリウス並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する飼料添加物
* 二  
  飼料添加物を含む飼料

# 附則（平成八年五月一七日農林水産省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年九月二〇日農林水産省令第五一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第一の１の（１）のイの表に掲げる対象飼料が含むことができるバージニアマイシンの量については、平成九年三月十九日までは、この省令による改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第一の１の（１）のイの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成九年三月一八日農林水産省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年九月三〇日農林水産省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年七月六日農林水産省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年八月二一日農林水産省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年一二月二二日農林水産省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年七月一七日農林水産省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年三月七日農林水産省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年三月七日農林水産省令第五二号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成一三年三月二二日農林水産省令第五九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

#### 第三条（処分、申請等に関する経過措置）

この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下「承認等の行為」という。）又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた承認等の行為又は申請等の行為とみなす。

# 附則（平成一三年九月一八日農林水産省令第一二三号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第二条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

# 附則（平成一三年一〇月一五日農林水産省令第一三三号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、別表第１の１の（５）のイ中「、反すう動物等由来たん白質を含むもの」を削り、同イの（サ）を削る改正規定は、平成十四年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の日以前に飼料の製造業者が販売した飼料については、この省令による改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の１の（１）のケからサまで、同（２）のキ及び同（３）のカの規定にかかわらず、平成十三年十月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成一三年一一月一日農林水産省令第一三七号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、別表第１の１の（５）の改正規定は、平成十四年一月一日から施行する。

# 附則（平成一三年一二月一九日農林水産省令第一四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一四年四月二五日農林水産省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一四年八月二日農林水産省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一四年一一月二六日農林水産省令第八八号）

##### １

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の１の（１）のチ及びツ、同表の１の（２）のシ、別表第２の２並びに同表の３の（７）に規定する確認は、この省令の施行前においても行うことができる。

# 附則（平成一五年五月二六日農林水産省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年六月二七日農林水産省令第六四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十五年七月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

牛用の飼料又は当該飼料に用いられる飼料添加物をめん羊、山羊及びしかに使用する場合には、この省令の施行の日から二年間は、法第四条第一号及び第四号（使用に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

##### ２

この省令の施行の際現に牛、めん羊、山羊又はしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）をほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）の製造工程と同一の製造工程において製造している飼料の製造業者については、この省令による改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の１の（２）のスの規定は、平成十七年三月三十一日までは、適用しない。

##### ３

確認済血粉等若しくは確認済チキンミール等又はこれらを原料とする飼料に係る表示については、平成十五年十二月三十一日までは、この省令による改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の１の（５）のイの（サ）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成一五年六月三〇日農林水産省令第六七号）

##### １

この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の１の（１）のセに規定する確認は、この省令の施行前においても行うことができる。

# 附則（平成一六年一月一五日農林水産省令第四号）

##### １

この省令は、平成十六年五月一日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（以下「新令」という。）別表第１の４の（１）のウに規定する確認は、この省令の施行前においても行うことができる。

##### ３

この省令の施行前に製造された飼料については、新令別表第１の４の規定にかかわらず、平成十六年六月三十日までは、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成一六年一〇月一二日農林水産省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年一〇月二七日農林水産省令第八二号）

この省令は、平成十七年二月一日から施行する。

# 附則（平成一七年二月二八日農林水産省令第一五号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成一八年五月二二日農林水産省令第四九号）

この省令は、平成十八年五月二十九日から施行する。

# 附則（平成一八年九月一日農林水産省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年三月三〇日農林水産省令第二八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年五月二八日農林水産省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年八月二九日農林水産省令第五五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の１の（１）のウの表に掲げる対象飼料が含むことができるアビラマイシンの量、別表第２の８の（１３９）のフィターゼ（その２の（２））のイの（ウ）の有効期間及び別表第２の８の（１３９）のフィターゼ（その２の（２））のウの（ウ）の有効期間については、平成二十一年二月二十八日までは、この省令による改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の１の（１）のウの規定、別表第２の８の（１３９）のフィターゼ（その２の（２））のイの（ウ）の規定及び別表第２の８の（１３９）のフィターゼ（その２の（２））のウの（ウ）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成二〇年一一月一四日農林水産省令第七二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年六月二三日農林水産省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年二月四日農林水産省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年五月三一日農林水産省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年一一月二二日農林水産省令第五七号）

この省令は、平成二十五年五月二十二日から施行する。

# 附則（平成二五年三月二五日農林水産省令第一七号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成二六年一月八日農林水産省令第一号）

この省令は、平成二十六年七月八日から施行する。

# 附則（平成二六年二月六日農林水産省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年六月一一日農林水産省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年七月二三日農林水産省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年三月二六日農林水産省令第一七号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成二七年七月六日農林水産省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年七月二七日農林水産省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

# 附則（平成二七年一一月二六日農林水産省令第八一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年一二月七日農林水産省令第八二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年一二月一八日農林水産省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

# 附則（平成二八年三月二三日農林水産省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年四月一八日農林水産省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年九月二〇日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年一月二六日農林水産省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年一二月二八日農林水産省令第七〇号）

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。  
ただし、別表第２の８の（１１２）の改正規定は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年四月二日農林水産省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年七月二日農林水産省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年一〇月一九日農林水産省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年一一月三〇日農林水産省令第七五号）

##### １

この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

##### ２

この省令の施行前に第一条の規定による改正前の農薬取締法施行規則（以下この項において「旧令」という。）別記様式第二号の三により提出された届出及び申請書、旧令別記様式第三号により提出された届出書、旧令別記様式第四号により提出された届出及び申請書、旧令別記様式第五号により提出された申請書、旧令別記様式第五号の二により提出された届出書、旧令別記様式第五号の三により提出された届出書、旧令別記様式第七号により提出された届出書、旧令別記様式第九号により提出された報告書、旧令別記様式第九号の二により交付された職員の証明書、旧令別記様式第十号により提出された届出書、旧令別記様式第十一号により通知された通知書、旧令別記様式第十一号の二により提出された報告書及び旧令別記様式第十二号により提出された届出書は、それぞれ同条の規定による改正後の農薬取締法施行規則（以下この項において「新令」という。）別記様式第五号により提出された届出及び申請書、新令別記様式第六号により提出された届出書、新令別記様式第七号により提出された届出及び申請書、新令別記様式第八号により提出された申請書、新令別記様式第九号により提出された届出書、新令別記様式第十号により提出された届出書、新令別記様式第十三号により提出された届出書、新令別記様式第十四号により提出された報告書、新令別記様式第十五号により交付された職員の証明書、新令別記様式第十六号により提出された届出書、新令別記様式第十七号により通知された通知書、新令別記様式第十八号により提出された報告書及び新令別記様式第十九号により提出された届出書とみなす。

# 附則（平成三〇年一二月二七日農林水産省令第八二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三一年四月二二日農林水産省令第三七号）

この省令は、平成三十一年五月一日から施行する。

# 附則（令和元年五月一七日農林水産省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

# 附則（令和元年五月三一日農林水産省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附則（令和元年一〇月八日農林水産省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第二条の規定は、令和元年十二月二十七日から施行する。

# 附則（令和二年一月三〇日農林水産省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年五月二八日農林水産省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年五月二九日農林水産省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年六月一日農林水産省令第四〇号）

##### １

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

##### ２

確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白質等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料（確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。）、確認済牛血粉等、確認済牛肉骨粉等又は飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の２の（２）のウの確認を受けた工程で製造された養殖水産動物を対象とする飼料及び確認済動物性油脂（反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。）を含む飼料に係る表示については、令和三年十一月三十日までは、この省令による改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の２の（５）のイ及びウ並びに別表第１の５の（５）のオの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

# 附則（令和二年一〇月一五日農林水産省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

# 附則（令和二年一〇月二二日農林水産省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和三年三月九日農林水産省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和三年四月一五日農林水産省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。